

雨水貯留浸透施設整備に係る事例集

令和6年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

◆ 条例等による義務付けや指導によらない整備の推進事例（助成制度なし） – 北海道札幌市 –

■ 推進施策等の検討経緯

■ 札幌市雨水流出抑制に関する指導要綱（平成23年度～）

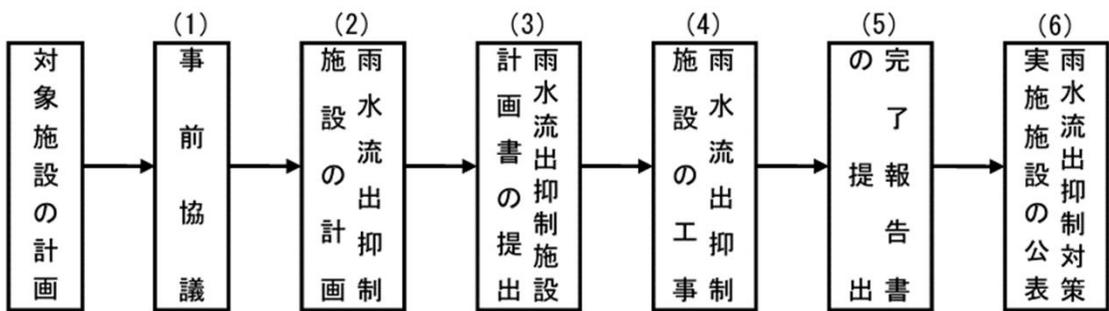
- 下水道管路施設やポンプ施設による雨水対策に加えて、流出量が多い3,000m³を超える大規模施設に対して、同要綱に基づく雨水流出抑制対策を実施している。

■ 整備推進の工夫等

■ 協力事業者の公表等

- 上記の指導要綱に基づき対策に協力していただいた大規模施設では、各施設の事業主の同意の下、札幌市のホームページで施設名や住所を公表している。

■ 施設整備の流れ



出典：札幌市「大規模施設の雨水流出抑制」の概要（令和4年6月改訂）

■ 浸水対策の概要

■ 浸水対策施設の概要



雨水浸透施設
（浸透ます）



雨水貯留施設
（地下貯留）

出典：札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課HP

■ 浸水対策の効果等

■ 雨水流出抑制施設の整備状況

- 平成23年度から令和5年度までに、約460件の施設で対策に協力していただき、対策量は、約32,000m³/hになる。
- 令和5年度は、飲食店やオフィスなど約30件の施設で対策に協力していただき、対策量は、1,700m³/hになる。

■ 推進施策等の検討経緯

■ 浸透ます設置の位置付け

- ・府中市総合計画の指標に浸透ますの設置個数を位置付け、設置目標値を設定している。また、環境部署で取りまとめている環境行動指針の取組の数値目標として雨水浸透ますを設定し、施設整備を推進している。

■ 整備推進の工夫等

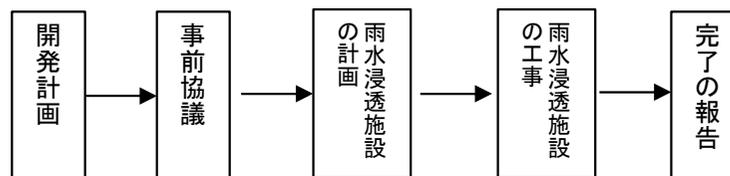
■ エコハウス設備設置補助金交付事業

- ・法令で義務付けられている区域外に対して、個別の助成制度により整備を推進している。
- ・雨水浸透施設（開発事業区域内に設置するものを除く）と雨水貯留槽が対象である。
- ・雨水浸透施設に対しては、「標準工事費又は設置に要する費用を比較して少ない方の2分の1で上限10万円」、雨水貯留槽に対しては、「本体と架台の購入に要する費用の4分の1で上限1万円」である。

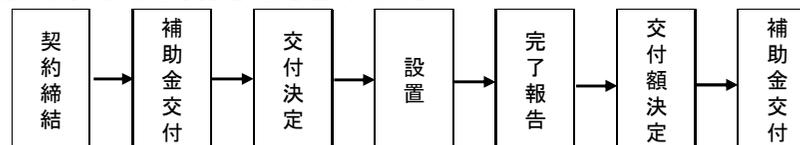
■ 不動産会社等への個別説明

- ・一般住宅の建築確認申請等の際に、個別に雨水浸透ます等の設置の重要性を丁寧に説明し、雨水浸透ますの設置に協力していただいている。
- ・不動産会社が下水道台帳の閲覧等で下水道部局の窓口を訪れた際にも、雨水浸透ますの設置を呼び掛けている。
- ・排水設備計画届を下水道工事指定店が計画図を提出する際に雨水浸透ますが無い場合は、1基だけでもいいので設置できないかをお願いをしている。

■ 施設整備の流れ



■ 助成制度申請手続きの流れ



■ 浸水対策の概要

■ 浸水対策施設の概要



■ 浸水対策の効果等

- ・開発事業で浸透施設を設置を義務付けることで雨水浸透施設による浸水対策の普及が促進できる。